

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
元年－13 (元. 6. 7)	生活環境	<p>淀江産廃処分場計画に係る厳正かつ公正な審査、住民への情報提供について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>6月5日付け日本海新聞には、鳥取県が淀江産廃処分場計画に係る事業者と住民との意見調整手続を終了する旨、報じられている。</p> <p>私は倉吉市民なのであるが、この問題を外部からみているとき、有害物質が漏出する懸念が「限りなく0に近い」と県や事業者が言っても、「名水の郷」に産廃処分場を作ると急に言われ、それを受け止める住民の不安や安全への懸念は、相当払拭するのが困難なのだろうと思っている。</p> <p>それだけに、今後の廃棄物処理法に基づく手続においては、住民の不安や不信を可能な限り払拭する努力、説明責任が事業者には求められるし、県は厳正かつ公正な審査をしていくことが必要だと思う。関係者お互いに、本件について誠実に、真摯に議論することも必要だと思う。</p> <p>いずれにせよ、当事者に対し、丁寧で十分な説明が必要であるし、開かれた県政を標榜する鳥取県においては、住民に、本件に係る参考資料等を可能な限り提供していくことも必要である（正しい資料がなければ、可否を判断できないため）。</p> <p>今後の法手続に当たっては、事業者には住民の不安や不信を可能な限り払拭する努力、説明責任が必要であり、県はこれまで以上に厳正かつ公正な審査をしていくことが必要である。</p> <p>以上について、地方自治法第125条によって、鳥取県議会として鳥取県当局に対し求めることを陳情する。</p>	足羽 佑 太 (倉吉市)	取 下 げ (元. 6.24)

福祉生活病院常任委員会・陳情

		<p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会として、鳥取県当局に対し次に掲げるとおり求めること。</p> <p>淀江産廃処分場計画に係る今後の法手続に当たっては、事業者には住民に不安や不信を可能な限り払拭する努力、説明責任が必要であり、県はこれまで以上に厳正かつ公正な審査をしていくことが必要であること。</p>		
--	--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情